

三次市立小中学校指定学校変更審査基準

令和7年11月改訂

学校教育法施行令第8条に基づく指定学校の変更申立に対する審査は、次の条件を満たし、かつ下表に該当する場合はこれを認める。

<条件>

- 申請時において三次市民であること。
- 保護者が指定学校変更後の通学の安全について、責任をもって対処することを承諾すること。
- 学校施設の運営上、また学級編制上、支障がないと判断されること。
- 教育委員会が必要と認めた書類等を添付又は提示すること。

区分	内容	許可期間	提出書類
居住地事由	①市内転居した場合 現籍校に引き続き就学する。	卒業までの期間。	指定学校変更申立書
	②通学区域自由化制度により通学指定校を変更している者が市内転居した場合 現籍校に引き続き就学する。	卒業までの期間。	なし
	③今後1年以内に市内で他の通学区域に住居を定めることが確実な場合 当該通学区域の学校に就学する。	転居までの期間。 (原則1年以内。)	指定学校変更申立書、新校区への転居が客観的にわかるもの(建築確認書・売買契約書・工事請負契約書・譲渡決定通知書・賃借契約書等のいずれか1点)
	④自宅から最も近い学校が指定校以外である場合 自宅から近い隣接校に就学する。	卒業までの期間。	指定学校変更申立書
身体的事由	⑤身体的事由により教育的配慮を要する場合(治療を含む) 就学可能な学校に就学する。	診断書又は校長の所見等に基づく期間。	指定学校変更申立書、必要に応じて医師の診断書又は校長の意見書等
教育的配慮事由	⑥指定学校変更許可を受けている兄弟姉妹がある場合 施設の収容能力及び学級編制上支障がない範囲内において、当該兄弟姉妹と同じ学校へ就学する。	教育委員会が認める期間。	指定学校変更申立書
	⑦その他、教育委員会が認める場合 児童生徒の適切な保護監督、教育的配慮を要する等、総合的に勘案して決定する。	教育委員会が認める期間。	指定学校変更申立書、教育委員会が指示するもの